

原議保存期間	5年(平成34年3月31日まで)
有効期間	一種(平成34年3月31日まで)

警察庁丁運発第173号
平成28年10月19日
警察庁交通局運転免許課長

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

準中型自動車免許制度の導入に伴ういわゆる種別外無免許運転に対する適切な行政処分事務等の徹底について

無免許運転に対する行政処分事務については、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」の改正について(平成28年6月17日付け警察庁丙運発第11号。(以下「事務処理要領」という。))に基づき運用されているところ、国民の権利、義務に密接に関連するものであることから、その運用に斉一性が求められる。

また、平成19年6月における中型自動車免許制度の導入以降、普通自動車免許で中型貨物自動車を運転したことによりいわゆる種別外無免許運転で検挙され、運転免許の取消処分を受けた者が、運転していた車両が中型貨物自動車であるという認識がないとして、故意が認められない無免許運転に対する行政処分は違法である旨を主張した取消訴訟が散見されるが、ごく一部を除き、裁判例においては、無免許運転の違反事実が認定され、当該違反事実を重く捉えた上で当該行政処分の適法性が示されているところである。

平成29年3月12日に道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)が施行されることに伴い、貨物自動車の交通事故防止を図るために設けられた準中型自動車免許制度が導入され、運転免許の種別と運転可能な車種を区分する車両総重量・最大積載量が細分化されることから、上記も踏まえ、いわゆる種別外無免許運転に対する行政処分事務等について、下記のとおり適切な措置を徹底し、遺憾のないようにされたい。

記

1 違反登録について

いわゆる種別外無免許運転の違反登録については、事務処理要領に基づき、違反行為の事実認定が適正に行われており、かつ、事実の証明が十分であるときは、当該違反行為に対する故意性の有無を問わず、全て登録すること。

ただし、事務処理要領に基づき、違反事実の不存在又は事実誤認があると認めるとき等の場合は、この限りでない。

2 処分量定について

いわゆる種別外無免許運転の処分量定については、法令に基づき適正に行うこと。

なお、同種の違反歴の有無、違反車両の使用頻度、違反車両の購入又は貸借状況、運転前の自動車検査証の確認状況、上司等の配車状況、違反に至った経緯等を詳細に調査し、運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があると認められたときの処分の軽減については、「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について」(平成25年11月13日付け警察庁丙運発第40号)の基準を標準とすること。

3 いわゆる種別外無免許運転の防止に係る指導教養の徹底について

準中型自動車免許制度の趣旨及び内容を国民に対して十分に周知・広報することはもちろん、いわゆる種別外無免許運転の防止を図るため、運転免許担当部門の職員や交通指導取締り、交通事故捜査、交通安全教育等に従事する警察官等への教養のみならず、事業所等の運転者を指導・監督する立場にある運行管理者や安全運転管理者等に対する指導についても徹底をすること。